

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則
..... (砂防災害課) 67
- 北海道公報発行規則の一部を改正する規則..... (法制文書課) 71

告 示

- 道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課) 71
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 71
- 土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課) 72
- 北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知
事の許可を受けなければならない施設の一部改正(4件)..... (漁港漁村課) 72
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 73
- 建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 73
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 74
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 74
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課) 75
- 河川区域の指定の一部改正..... (河川課) 75
- 河川予定地の指定の一部改正..... (河川課) 75
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課) 75
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課) 75
- 海岸保全区域指定の一部改正..... (砂防災害課) 76
- 都市計画法第34条第8号の3の区域の指定..... (都市環境課) 76
- 都市計画法第34条第8号の3の区域等の指定..... (都市環境課) 76
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課) 76

支 庁 告 示

- 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し..... 77

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... 77
- 特定調達契約に係る入札の公告..... 77

規

則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
(身分証明書)

第2条 法第5条第5項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記第1号様式とする。
(住所等の変更の届出)

第3条 法第9条第1項の許可を受けた者(以下「許可開発者」という。)又は法第13条第1項の規定による届出をした者は、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく、別記第2号様式により知事に届け出なければならない。
(標識の掲示)

第4条 許可開発者は、当該許可に係る特定開発行為の期間中当該特定開発行為を行う場所の見やすい箇所に、別記第3号様式の特定開発行為許可済標識を掲げなければならない。
(変更の許可の申請)

第5条 法第16条第2項の申請書は、別記第4号様式とする。
(軽微な変更等の届出)

第6条 法第16条第3項の規定による届出は、別記第5号様式の届出書を提出して行うものとする。
(地位の承継の届出)

第7条 特定開発行為の完了前に、相続、合併その他の理由により許可開発者の地位を承継した者は、遅滞なく、別記第6号様式により、関係書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（書類の経由及び提出部数）
第8条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該特定開発行為に係る土地の区域を所轄する土木現業所長を経由しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

その1（法第5条第5項によるもの）

（表面）

第 号

身 分 証 明 書

住 所
氏 名

年 月 日生

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明します。

年 月 日

北海道知事 印

（裏面）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）
（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 略

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示

す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
6～10 略

その2（法第21条第2項によるもの）

（表面）

第 号

身 分 証 明 書

住 所
氏 名

年 月 日生

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第21条第1項の規定により、他人の土地に立ち入り、当該土地の状況等を検査する権限を有する者であることを証明します。

年 月 日

北海道知事 印

（裏面）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）
（立入検査）

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第2号様式（第3条関係）

住所等変更届出書				
年 月 日				
北海道知事 様				
住所（法人にあっては、主たる事務所の） 氏 名（所在地、名称及び代表者の氏名）㊤ 電話番号				
住所等の変更があったので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第3条の規定により届け出ます。				
記				
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号指令			
特定予定建築物 の敷地の位置				
変更した事項				
変更の内容	変更前		変更後	
変更年月日	年 月 日			

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別記第3号様式（第4条関係）

特定開発行為許可済標識	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号指令
開発区域に含まれる特別警戒区域の名称	
許可を 受けた者	住所 氏 名
開発区域の面積	平方メートル
特定予定建築物の用途	
特定予定建築物の敷地位置	
対策工事の概要	
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
対策工事等 着手予定年月日	年 月 日
対策工事等 完了予定年月日	年 月 日

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

輕微變更届出書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の)
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊞
電話番号

次のとおり土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項ただし書の軽微な変更をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号指令			
変更した事項				
変更の内容	変更前		変更後	
変更年月日	年 月 日			

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別記第6号様式 (第7条関係)

特定開發行為地位承継届出書

年 月 日

北海道知事 様

特定開発行為変更許可申請書			
		年 月 日	
北海道知事 様 申請者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の) (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊞			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。 記			
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号指令	
開発区域に含まれる特別警戒区域の名称			
特定開発行為の変更の概要	内容 区分	変 更 前	変 更 後
	開発区域の面積		
	特定予定建築物の 用 途		
	特定予定建築物の敷地の位置		
	対策工事の概要		
	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要		
変 更 の 理 由			

申請者住所 氏名 電話番号 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） ㊦	附 則 この規則は、公布の日から施行する。										
告 示											
次のとおり許可開発者の地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 記 <table><tr><td>許可年月日及び番号</td><td>年 月 日 第 号指令</td></tr><tr><td>特定予定建築物の敷地の位置</td><td></td></tr><tr><td>被承継者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</td><td></td></tr><tr><td>承 継 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>承 継 の 原 因</td><td></td></tr></table> 備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 添付書類 許可開発者の地位を承継したことを証する書類 北海道公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年2月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第9号 北海道公報発行規則の一部を改正する規則 北海道公報発行規則（昭和41年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「及び金曜日」を削り、「除く」の次に「。以下「休日」という」を加え、「北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項第1号又は第2号」を「休日」に改め、「日）」の次に「及び金曜日（休日に当たる日を除く。）」を加える。	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号指令	特定予定建築物の敷地の位置		被承継者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		承 継 年 月 日	年 月 日	承 継 の 原 因		北海道告示第135号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、平成18年2月28日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成18年2月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 地区名事業の種類 共和西部 経営体育成基盤整備（農業用排水、客土、暗きょ） 東 網 走 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）]（暗きょ、土層改良） 開 陽 畜産担い手育成総合整備 [担い手支援型]（区画整理） 北海道後志支庁 北海道網走支庁 北海道根室支庁 北海道告示第136号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（ほたるの里地区中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成18年2月28日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成18年2月24日 北海道知事 高 橋 はるみ
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号指令										
特定予定建築物の敷地の位置											
被承継者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）											
承 継 年 月 日	年 月 日										
承 継 の 原 因											

北海道告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、名寄市曙地区の換地処分をした。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第138号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

鬼鹿漁港（小平町）の項を次のように改める。

鬼鹿漁港 （小平町）	1 第2－2.5メートル物揚場のうち別図に示す30メートル	3隻以内	周年
	2 船揚場のうち別図に示す5メートル	7隻以内	
	3 第3突堤のうち別図に示す40メートル	4隻以内	

白谷漁港（小平町）の項を削る。

浜益（浜益地区）漁港（浜益村）の項中「（浜益村）」を「（石狩市）」に改める。

古潭漁港（厚田村）の項中「（厚田村）」を「（石狩市）」に改める。

古平漁港（古平町）の項を次のように改める。

古平漁港 （古平町）	西防波堤のうち別図に示す108メートル	19隻以内	周年
---------------	---------------------	-------	----

赤石漁港（神恵内村）の項中「西防波堤」を「西防突堤」に改める。

寿都漁港（寿都町）の項中「北副防波堤」を「北外防波堤」に、「16.9メートル」を「20メートル」に改める。

須築漁港（瀬棚町）の項、虻羅漁港（瀬棚町）の項及び中歌漁港（瀬棚町）の項中「（瀬棚町）」を「（せたな町）」に改める。

鵜泊（太櫓地区）漁港（北桧山町）の項中「（北桧山町）」を「（せたな町）」に改める。

関内漁港（熊石町）の項及び相沼漁港（熊石町）の項中「（熊石町）」を「（八雲町）」に改める。

釜谷（木古内）漁港（木古内町）の項を次のように改める。

釜 谷（木 古 内）漁港 （木古内町）	1 第1船揚場のうち別図に示す45メートル	13隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す30メートル	2隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す100メートル	18隻以内	

上磯漁港（上磯町）の項中「（上磯町）」を「（北斗市）」に改める。

門別漁港（門別町）の項中「（門別町）」を「（日高町）」に改める。

東静内漁港（静内町）の項中「（静内町）」を「（新ひだか町）」に改める。

三石（三石）漁港（三石町）の項中「（三石町）」を「（新ひだか町）」に改める。

宇登呂（宇登呂地区）漁港（斜里町）の項を削る。

常呂漁港（常呂町）の項中「（常呂町）」を「（北見市）」に改める。

北海道告示第139号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

恵山泊漁港（稚内市）の項を次のように改める。

恵山泊漁港 （稚内市）	1 第2船揚場のうち別図に示す30.7メートル	8隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 西防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す63.7メートル	7隻以内	

抜海漁港（稚内市）の項を次のように改める。

抜海漁港 （稚内市）	1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル	10隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 護岸のうち別図に示す18.2メートル	2隻以内	

千走漁港（島牧村）の項中「6隻以内」を「7隻以内」に改める。
美谷（瀬棚）漁港（瀬棚町）の項及び吹込漁港（瀬棚町）の項中「（瀬棚町）」を「（せたな町）」に改める。
白泉漁港（大成町）の項中「（大成町）」を「（せたな町）」に改める。
虻田漁港（虻田町）の項中「（虻田町）」を「（洞爺湖町）」に改める。

北海道告示第140号

平成14年北海道告示第191号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

久遠漁港（大成町）の項中「（大成町）」を「（せたな町）」に改める。
泊川漁港（熊石町）の項中「（熊石町）」を「（八雲町）」に改める。

北海道告示第141号

平成15年北海道告示第123号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

熊石漁港（熊石町）の項中「（熊石町）」を「（八雲町）」に改める。

北海道告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所

虻田郡留寿都村字西ノ原429の3・432の4（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
、429の1地先・362の1・363の1から363の3まで・364の2・365の1・365の4・429の1・429の7・432の1・432の7（以上1筆地先11筆について次の図に示す部分に限る。）
、362の2、362の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第143号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
東建ハウジング株式会社	般-16 石第14474号	平成18. 1. 6
有限会社 高崎組	般-16 石第16382号	同
株式会社 菊地興業	般-12 石第17273号	同
有限会社 札幌ペイントサービス	般-14 石第11273号	同 18. 1.10
北日本興業株式会社	特-14 石第7584号	同
株式会社 栄伸電工	般-13 石第5437号	同
株式会社 北海道創羅	般-13 石第17522号	同 18. 1.16
株式会社 久保建設	般-13 石第312号	同 18. 1.25
株式会社 小塚組	特-12 石第510号	同 18. 1.27
函館どつく建設工業株式会社	特-15 渡第4096号	同 18. 1. 6
カネキさとう	般-13 後第1760号	同 18. 1.10
有限会社 久保配管設備	般-14 後第633号	同 18. 1.16
株式会社 ササキ	般-13 後第1483号	同 18. 1.26
大栄産業株式会社	特-14 空第765号	同 18. 1. 4
株式会社 日本サッシュ	般-14 空第2802号	同 18. 1.10
北深建設事業協同組合	特-14 空第726号	同
有限会社 三谷管設	般-13 空第1175号	同 18. 1.16

有限会社 深 川 相 互 電 気	般－13	空第2296号	平成18. 1.17
有限会社 柳 谷 設 備	般－14	空第2875号	同 18. 1.23
株式会社 石 川 鉄 工 所	般－13	空第2010号	同
有限会社 佐 藤 鉄 筋 工 業	般－16	空第3181号	同 18. 1.24
有限会社 黒 岩 組	般－17	空第2611号	同 18. 1.27
齊 藤 土 建	般－14	空第2350号	同 18. 1.30
有限会社 川 畑 建 設	般－14	留第109号	同 18. 1.10
株式会社 加 藤 組	般・特－13	宗第20号	同 18. 1. 4
有限会社 丸 吉 広 瀬 鉄 工 所	般－14	宗第207号	同 18. 1.11
株式会社 津 越 電 気 商 会	般－14	宗第206号	同 18. 1.20
株式会社 米 田	般－17	網第1659号	同 18. 1. 6
株式会社 カ ン キ ョ ウ	般－14	胆第4230号	同 18. 1.26
株式会社 北 拓 建 設	特－14	十第580号	同 18. 1.12
リビングショップよねた	般－13	十第1926号	同
2 許可の一部廃業			
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日	
株式会社 小 柳 建 設 工 業	般－17	石第3989号	平成18. 1.13
株式会社 ハ ガ 木 材	般－13	石第7771号	同 18. 1.16
株式会社 興 陽 技 建	般－14	石第6345号	同 18. 1.25
株式会社 カ ス タ ム 工 業	般－12	石第8021号	同
有限会社 丸 勝 中 鉢 工 業	般－15	石第14980号	同 18. 1.26
三 谷 産 業 建 設 株 式 会 社	般－13	空第1419号	同 18. 1.31
株式会社 ホ ッ カ イ	特－16	上第4910号	同 17.12.28
有限会社 エ ム ス 計 画	般－14	上第4369号	同 18. 1.23
株式会社 加 野 島 建 設	般－17	留第169号	同 18. 1.17
桐 谷 建 設 工 業 株 式 会 社	特－14	十第725号	同 18. 1. 4
開 建 興 業 株 式 会 社	特－12	十第1564号	同 18. 1.10
有限会社 丸 正 岡 田 組	般－12	釧第2190号	同 18. 1.12

北海道告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 深 川 多 度 志 線	深川市深川町字メム110番16地先から 深川市一已町字一已5501番地先まで	平成18. 2.24
道道 学園新十津川停車場線	樺戸郡新十津川町字総進59番1地先から	同
	樺戸郡新十津川町字中央11番6地先まで	
	樺戸郡新十津川町字総進56番13地先から 樺戸郡新十津川町字中央11番6地先まで	同
道道 芦 別 赤 平 線	赤平市百戸町東5丁目17番地先から 赤平市百戸町東5丁目4番地先まで	同
道道 江 部 乙 雨 竜 線	雨竜郡雨竜町字伏古44番地先から 雨竜郡雨竜町字伏古48番30地先まで	同
道道 文 珠 砂 川 線	砂川市晴見1条北9丁目633番5地先から 砂川市晴見2条北9丁目68番144地先まで	同
道道 旭 川 芦 別 線	芦別市常磐町1795番地先から 芦別市常磐町1741番2地先まで	同

北海道告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
月 形 峰 延 線 北海道札幌土木現業所	美唄市字上美唄3462番7地先から	前	22.50mから	74.89m	――
	美唄市字上美唄3462番6地先まで		24.00mまで		
		後	22.50mから 26.50mまで	74.89m	――
	大 野 上 磯 線 北海道函館土木現業所	前	12.01mから	82.68m	――
北斗市本町60番3地先から 北斗市本町62番1地先まで			17.74mまで		
		後	12.01mから 17.74mまで	82.68m	――
	金 原 今 金 線 北海道函館土木現業所	前	13.54mから	1,702.56m	道道今金北檜山線 重複L＝10.00m
瀬棚郡今金町字金原80番6地先から 瀬棚郡今金町字鈴金210番1地先（道道今金北檜山線交点）まで			34.95mまで		

後 14.22mから 1,702.62m 道道今金北檜山線
34.95mまで 重複し=10.06m

北海道告示第146号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|----------------|---|
| 1 河 川 の 名 称 | 一級河川石狩川水系富良野川 |
| 2 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成18年2月24日 |
| 3 廃川敷地等の位置 | 左岸 富良野市字学田71番から同65番1地先まで、同9番2地先から同9番1地先まで及び空知郡中富良野町字中富良野原野2569番1地先
右岸 富良野市3940番1地先から同3943番地先まで、同3993番1地先から同4009番9地先まで、同4009番6地先から同4012番1地先まで及び空知郡中富良野町字中富良野1144番1地先から同1144番2地先まで |
| 4 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 13,645.02㎡ |

北海道告示第147号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川富良野川の項図面の欄中「第1号図の2、第2号図の2」を「第1号図の3から第1号図の6まで」に改める。

北海道告示第148号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川富良野川の項図面の欄中「第1号図の2、第2号図の2」を「第1号図の

3」に改める。

北海道告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

南茅部尾札部11地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱31号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱31号を結んだ線によって囲まれた区域。

市 字	地 番	標 柱	番 号
函館市	尾札部町	487番	1
同	同	1186番2	2、3、4、5
同	同	1959番3	6、7、8、9、12、13、14
同	同	1960番32	10、11
同	同	1967番3	15、16、17、18、19
同	同	1968番3	20、21、22、23
同	同	1957番	24
同	同	1958番1	25
同	同	1960番66	26
同	同	1960番23	27
同	同	1172番5	28
同	同	1175番	29、30
同	同	511番	31

北海道告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭 幕西町（Ⅰ－3－118－1758）

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市幕西町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道室蘭土木現業所及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第151号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 渡島南沿岸海岸保全区域の(1)尻岸内海岸の尻岸内町の項海岸保全区域の欄の5の事項を次のように改める。
- 5 次の基点Aから基点Dまでの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点①を結ぶ線、補点①から補点③までの各点を順次に結ぶ線及び基点Dと補点③を結ぶ線によって囲まれた区域（世界測地系による測量成果を使用）
- 基点A 座標値X＝－247,228.525、Y＝70,258.092の地点
- 基点1 基点Aから方向角3度16分12秒の方向78.978メートルの地点
- 基点B 基点1から方向角17度58分10秒の方向93.387メートルの地点
- 基点2 基点Bから方向角38度58分57秒の方向90.262メートルの地点
- 基点C 基点2から方向角22度40分54秒の方向30.559メートルの地点
- 基点3 基点Cから方向角33度27分24秒の方向106.835メートルの地点
- 基点4 基点3から方向角123度27分32秒の方向18.000メートルの地点
- 基点5 基点4から方向角31度49分00秒の方向334.426メートルの地点
- 基点6 基点5から方向角122度14分40秒の方向9.400メートルの地点
- 基点7 基点6から方向角31度39分30秒の方向298.963メートルの地点
- 基点8 基点7から方向角121度39分21秒の方向6.900メートルの地点
- 基点9 基点8から方向角32度34分41秒の方向94.756メートルの地点
- 基点D 基点9から方向角129度07分54秒の方向27.823メートルの地点
- 補点① 基点Aから方向角90度00分00秒の方向90.000メートルの地点

- 補点② 補点①から方向角22度55分14秒の方向212.074メートルの地点
- 補点③ 補点②から方向角36度59分49秒の方向831.934メートルの地点

北海道告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項の規定により指定した。
当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部都市環境課、北海道石狩支庁経済部建設指導課及び千歳市企画部まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。
平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
- 千歳市旭ヶ丘1～4丁目、日の出4丁目及び日の出丘の各一部

北海道告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項及び第3条第1項ただし書の規定により指定した。
当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部都市環境課、北海道石狩支庁経済部建設指導課及び千歳市企画部まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。
平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
千歳市旭ヶ丘1丁目及び2丁目の各一部
- 2 環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二(に)項に掲げる建築物

北海道告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成18年2月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 余市町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 余市都市計画道路事業（3・4・13号河口港線）
- 3 事 業 施 行 期 間 平成11年5月18日から平成21年3月31日まで

4事業地の
収用の部分
変更なし

支
庁
告
示

北海道石狩支庁告示第5号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。
平成18年2月24日
北海道知事 高 橋 はるみ

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日
札幌市東区北12条東14丁目2番15号 マンションK & K 510号室	RODY	益 子 尚 之	北海道知事(1)石第02748号	平成18年2月17日
札幌市豊平区平岸4条18丁目1ー53 ホークメゾン札幌3号館 121		飯 村 崇 史	北海道知事(1)石第02750号	同
札幌市中央区南3条西12丁目320-1 セゾンドゥブランシェ 501号室		宮 崎 弘 行	北海道知事(1)石第02821号	同
札幌市中央区南7条西14丁目2番26号サンセン南7条ビル 506号室	パルクレジット	永 井 弥 生	北海道知事(1)石第02835号	同
札幌市厚別区もみじ台北4丁目7番27ー402号	セカンド	佐 藤 紀 幸	北海道知事(1)石第02851号	同

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成18年2月24日
北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成18年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成18年2月24日に一般競争入札の公告を行うベル式412E P型機体（だいせつ3号）2500時間定時点検契約
(2) 資 格 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）2500時間定時点検契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特定役務の種類 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）2500時間定時点検
2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。
(1) 平成18年2月1日現在において引き続き2年以上の回転翼航空機の修理事業を営んでいること。
(2) 資格審査の申請をする日の直前10営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(3) 3トン以上の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。
(4) 製造者のベル・ヘリコプター・テキストロン社から、ベル式412E P型ヘリコプターのCustomer Service Facilityの指定を受けていること。
(5) 国土交通省が発行する事業場認定書を受けていること。
(6) 経済産業省が発行する航空機用機器修理方法認可証を受けていること。
3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2による。
4 資格審査の申請の時期及び方法
(1) 申 請 の 時 期
資格審査の申請は、平成18年2月24日（金）から3月17日（金）までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道警察本部地域部航空隊
イ 提出先の所在地 札幌市東区栄町964番地
5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道警察本部告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月24日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ベル式412E P型機体（だいせつ3号）2500時間定時点検 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期日 平成18年7月21日

(4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成18年北海道警察本部告示第29号に規定するベル式412E P型機体（だいせつ3号）2500時間定時点検契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成18年4月7日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。

(3) 交付期間 平成18年2月24日（金）から3月17日（金）まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-251-0110 内線 2282

9 Summary

A. The nature and quantity of the services to be procured : Bell Model 412EP (Daisetsu-Ⅲ) 2500-hours scheduled inspection repair services

B. Bid tendering time and date : 10:00 A. M., April 7, 2006

C. For further information, please contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2282